

労働安全衛生法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 須二

法律第八十一号

労働安全衛生法の一部を改正する法律

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「安全衛生改善計画等」を「事業場の安全又は衛生に関する改善措置等」に、「安全衛生改善計画（）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（）」に改める。

第二十八条第三項第一号中「第五十七条の三第四項」を「第五十七条の四第四項」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第二十八条の二第一項中「有害性等」の下に「（第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）」を加える。
第四十六条第一項中「第五十三条及び」を「第五十三条第一項及び第二項並びに」に改め、同条第二項第二号中「第五十三条」を「第五十三条第一項又は第二項」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号イ中「いう」を「い、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む」に改める。

第五十一条中「登録製造時等検査機関」の下に「（外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関（以下「外国登録製造時等検査機関」という。）を除く。）」を加える。
第五十一条の二中「登録製造時等検査機関」の下に「（外国登録製造時等検査機関を除く。）」を加える。

第五十一条の二の次に次の二条を加える。

（準用）

第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録製造時等検査機関について準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第五十二条中「登録製造時等検査機関」の下に「（外国登録製造時等検査機関を除く。）」を加え、同条第五号中「前二条」を「第五十二条及び第五十二条の二」に改め、同条に次の二項を加える。
2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 前条において読み替えて準用する第五十二条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に對し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る）は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。

第五十三条の一 第一項中「前条」を「前条第一項若しくは第二項」に改める。

第五十三条の三の表第四十六条第三項第四号の項を次のように改める。

第五十三条の三の表第五十条第二項及び第三項、第五十二条の一並びに第五十三条の項中「、第五十二条の一並びに第五十三条」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十三条の三の表第五十条第二項及び第三項、第五十二条の一並びに第五十三条の項中「、第五十二条の一並びに第五十三条」を削り、同項の次に次のように加える。	特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	特別特定機械等を製造し、又は輸入する者
第五十三条の三の表第五十条第二項及び第三項、第五十二条の一並びに第五十三条の項中「、第五十二条の一並びに第五十三条」を削り、同項の次に次のように加える。	製造時等検査	性能検査

第五十四条の表第五十三条の一の項の前に次のように加える。

第五十二条の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三条第一項及び第二項	製造時等検査	個別検定

第五十三条第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十四条の二の表第五十二条の一の項の前に次のように加える。	特別特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等

第五十四条の二の表第五十二条の一の項の前に次のように加える。	特別特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
第五十四条の二の表第五十二条の一の項の前に次のように加える。	製造時等検査	型式検定

第五十五条第一項及び第二項	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第五十五条第一項及び第二項	製造時等検査	型式検定

第五十六条第三項	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第五十六条第三項	製造時等検査	型式検定

第五十七条第一項第一号中「、」を削り、八を口とし、二をハとし、同号文を「二まで」を「八まで」に改め、同号文を同号二とする。	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第五十七条第一項第一号中「、」を削り、八を口とし、二をハとし、同号文を「二まで」を「八まで」に改め、同号文を同号二とする。	製造時等検査	型式検定

第五十八条第一項及び第二項	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第五十八条第一項及び第二項	製造時等検査	型式検定

第五十九条第一項	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第五十九条第一項	製造時等検査	型式検定

第六十条第一項	特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十条第一項	製造時等検査	型式検定

第六十一条第一項	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十一条第一項	個別検定	型式検定

第六十二条第一項	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十二条第一項	個別検定	型式検定

第六十三条第一項	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十三条第一項	個別検定	型式検定

第六十四条第一項	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十四条第一項	個別検定	型式検定

第六十五条第一項	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十五条第一項	個別検定	型式検定

第六十六条第一項	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十六条第一項	個別検定	型式検定

第六十七条第一項	個別検定	第四十四条第一項の政令で定める機械等
第六十七条第一項	個別検定	型式検定

3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に關して、そ

の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行つこ

とができる。

この条及び次条において同じ。)を行わなければ」を(第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下

第九十六条第三項中「指定登録機関」の下に「外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外國登録型式検定機関（第二百一十三条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。」を加える。

第三百三十二条第一項中、登録製造時検査機関等を「登録製造時検査機関 登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント」に改める。
試験機関又は「指定登録機関」に改める。

第三百二十二条の第一項第四号「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを「一」号ずつ繰り下す、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十三条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消したとき。

第二百一十二条の「第一項第二小節中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。第二百一十八条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

第一百十九条第一号中「第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項」を「第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項」に改め、同条第一号中「第八十八条规定」を「第八十八条规定」に改め

第一百一十一条第一項中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に改め(同条第一項にお

して準用する場合を含む。」を「第五項から第五項まで」に改め、同条第二号中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改めた。

第三条から第十四条までを削り、附則第一五十五条を附則第一条とし、附則第十六条を附則第三条とする。

附則に次の一条を加える。
（心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例）

第四条 第十三条规定第一項の「事業場以外の事業場についての第六十六条の十の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

別表第一に次の二号を加える。
十六 電動ファン付き呼吸用保護具

別表第四に次の二号を加える。
十三 電動ファン付き呼吸用保護具

別表第十四に次のよきに加えん。
別表第四第十三号に掲げる機械等

験装置、粉じん捕集装置、風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計

(施行期日) 附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六条の規定 公布の日
第八十八条、第八十九条第一項、第八十九条の二第一項及び第一百十九条第一号の改正規定、第

百一十条第一号の改正規定（第五十七条の三第一項）を「第五十七条の四第一項」に改める部分を除く）、別表第一、別表第四及び別表第十四の改正規定並びに次条から附則第五条までの規定

附
則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次の各項に掲げる規定は、当該各項に定める日から施行する。
一 附則第六条の規定 公布の日

二 第八十八条、第八十九条第一項、第八十九条の二第一項及び第百十九条第一号の改正規定、第二百一十条第一号の改正規定、第五十七条の三第一項を「第五十七条の四第一項」に改める部分

を除く。別表第一、別表第四及び別表第十四の改正規定並びに次条から附則第五条までの規定

三 及び附則第九条の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の改正規定中「罰則の規定」を「罰則」に、「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に改める部分に限る。）
三 公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日
三 第六十六条第一項の改正規定、第六十六条の九の次に一条を加える改正規定、第一百四条の改正規定及び第一百六条第一項の改正規定（第六十三条）の下に「、第六十六条の十第九項」を加える部分に限る。）並びに附則第二条から第二十四条までを削り、附則第二十五条を附則第一条とし、附則第二十六条を附則第三条とする改正規定及び附則に一条を加える改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
四 第二十八条第三項第一号、第二十八条の二第一項、第五十七条第一項第一号及び第五十七条の二第一項の改正規定、第五十八条を削り、第五章第一節中第五十七条の五を第五十八条とし、第五十七条の四を第五十七条の五とし、第五十七条の三の前の見出しを削り、同条を第五十七条の四とし、同条の前に見出しを付する改正規定、第五十七条の二の次に一条を加える改正規定、第五十九条第三項の改正規定（専門技術的事項）の下に「、特別安全衛生改善計画」を加える部分を除く。）第六十条第一項の改正規定（第五十七条の五）を「第五十七条の三第四項、第五十八条」に改める部分に限る。（第六十一条第一号の改正規定、第六十二条第一号の改正規定（第五十七条の三第一項）を「第五十七条の四第一項」に改める部分に限る。）同条第二号の改正規定並びに附則第九条の規定（労働者派遣法第四十五条第三項の改正規定中「第五十七条の五」を第五十八条に改める部分に限る。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
（譲渡等の制限等に関する経過措置）
第三条 改正後の労働安全衛生法別表第一（第十六号に掲げる機械等で、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に製造され、又は輸入されたものについては、同法第四十条の規定は、適用しない。
（型式検定に関する経過措置）
第三条 改正前の労働安全衛生法別表第四第十三号に掲げる機械等で、一部施行日前に製造され、又は輸入されたものについては、同法第四十四条の一第一項の型式検定を受けることを要しない。
（計画の届出等に関する経過措置）
第四条 一部施行日前に改正前の労働安全衛生法第八十八条第一項の規定により計画の届出をした事業者による同条第七項の規定の適用及び労働基準監督署長が一部施行日前にした同項の規定による工事の開始の差止め又は該計画の変更の命令（同条第一項の規定による届出に係る場合に限る。）の効力については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律（附則第一条第一号から第四号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為、前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び改正前の労働安全衛生法第八十八条第一項の規定に違反する行為（一部施行日以後にした行為のうち、同項に規定する届出をせずに一部施行日から起算して二十九日を経過する日までに開始した工事に係るものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

(作業環境測定法の一部改正)

第八条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「、第五十三条第一項」に「及び第五十一一条から第五十
三条まで」を「、第五十二条、第五十二条の二及び第五十三条第一項」に「、同法第五十二条及び」

を「並びに同法第五十三条第一項及び」に「同法第五十三条中」を「同項中」に「同条第一号」を
「同項第二号」に「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第三十四条第一項中「第五十三条」を「第五十三条第一項又は第二項」に改める。

第四十九条の二第三号及び第五十三条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

(労働者派遣法の一部改正)

第九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のよう
に改正する。

第四十五条第三項中「第五十七条の五」を「第五十八条」に改め、「第六十八条」の下に「、第六
十八条の二」を加え、「罰則の規定」を「罰則」に「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に
改める。

厚生労働大臣 田村 恵久
内閣総理大臣 安倍 駿三